

朝来市 新型コロナウイルス感染症対策 支援制度等のお知らせ No.9



市民、事業者の皆様には、感染拡大防止にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。第9弾として、朝来市が取り組みます市民、事業活動への支援制度、新型コロナウイルスワクチン接種等についてお知らせいたします。

発行：朝来市新型コロナウイルス感染症対策本部
(令和4年6月29日現在)

市民・事業者等支援制度

1 新生児臨時定額給付金（市独自）	担当	市民生活部市民課
<p>■対象 令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間に生まれ、朝来市の住民基本台帳へ出生後初めて住民登録となる新生児を養育する方</p> <p>■支給額 新生児1人当たり5万円</p> <p>■申請方法 出生届の手続きの際に、対象者(保護者)に窓口でご案内します。なお、既に出生届済みの方で支給対象となる方には申請書を送付しますので、市民課または各支所へ提出してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【市民生活部市民課】672-6120</p>		
2 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金【ひとり親世帯以外】（国、市）	担当	市民生活部市民課
<p>■対象</p> <p>【養育要件】①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方 ②公務員の方で、令和4年4月分の児童手当を受給している方 ③高校生のみを養育している方 (平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの児童を養育している方)</p> <p>【所得要件】①令和4年度分の住民税均等割が非課税の方 ②令和4年1月以降の家計急変した方 (新型コロナウイルスの影響を受けて、令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方)</p> <p>■支給額 児童1人当たり5万円</p> <p>■申請期限 令和5年3月31日(金)</p> <p>■申請方法 ・養育要件①及び所得要件①を満たす対象者は、申請不要です。 ・上記以外の方は、申請が必要です。申請書は、市民課または各支所へ提出してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【市民生活部市民課】672-6120</p>		

<p>3 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 【ひとり親世帯】（国、市）</p>	<p>担当</p>	<p>健康福祉部社会福祉課</p>
<p>■対象 ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方 ②公的年金等を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けてない方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている、ひとり親世帯等の方</p> <p>■支給額 児童1人当たり5万円 ※対象①の方は、6月末支給予定。</p> <p>■申請期限 令和5年3月31日(金)</p> <p>■申請方法 対象②または③の方は、申請が必要です。 申請書については、社会福祉課へ提出してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>		
<p>4 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 （市独自）</p>	<p>担当</p>	<p>市民生活部市民課</p>
<p>■対象</p> <p>【養育要件】①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、対象児童(令和4年度中に18歳未満の子など)を養育している方 ②高校生(平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ)のみを養育している方</p> <p>【所得要件】以下のいずれかに該当する方 ①令和4年度分の住民税均等割のみ課税の方 ②令和4年1月以降の家計急変した方(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割のみ課税である方と同様の事情にあると認められる方)</p> <p>■支給額 児童1人当たり5万円</p> <p>■申請期間 令和5年3月31日(金)</p> <p>■申請方法 申請が必要です。対象の方に申請書を送付しますので、市民課または各支所へ期間内に申請書の提出してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【市民生活部市民課】672-6120</p>		
<p>5 社会福祉施設等原油価格等高騰対策給付金 （市独自）</p>	<p>担当</p>	<p>健康福祉部高年福祉課</p>
<p>コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する社会福祉施設等の安定的な福祉サービスの提供を支援するため、給付金を支給します。</p> <p>■対象 ①市内に所在する入所・居住系サービス又は通所系サービスを実施する高齢者施設又は障害者施設を運営する法人 ②市内に所在する児童養護施設等を運営する法人</p> <p>■支給額 ・入所・居住系サービス 定員数×5,000円 ・通所系サービス 定員数×3,000円</p> <p>■申請期限 令和4年9月30日(金)</p> <p>■申請方法 対象法人へ申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ高年福祉課へ提出してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部高年福祉課】672-6124</p>		

6 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (国)	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>■対象 ①基準日において世帯全員の令和3年度分または令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(対象の方には確認書を送付します) ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯 ※①②とも住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。また、基準日は、以下のとおりです。 ・令和3年度非課税世帯は、令和3年12月10日 ・令和4年度非課税世帯は、令和4年6月1日</p> <p>■支給額 1世帯につき10万円</p> <p>■申請期限 令和4年9月30日(金)</p> <p>■申請方法 対象②の方は申請が必要です。申請書については、社会福祉課または各支所へ提出してください。 ※既に本給付金を支給された世帯を除く。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>		
7 家計急変世帯等生活支援給付金(市独自)	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>■対象 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の総所得金額の合計額が次のいずれかの要件に該当する世帯 ①令和2年中と令和元年中の総所得金額の合計額と比較し、3割減少した世帯 ②令和3年中と令和2年中の総所得金額の合計額と比較し、3割減少した世帯 ③令和3年中と令和元年中の総所得金額の合計額と比較し、3割減少した世帯 ※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に該当していない世帯 ※減少後の同一の世帯に属する者全員の総所得金額の合計額が1,000万円未満世帯</p> <p>■支給額 1世帯につき10万円</p> <p>■申請期限 令和4年9月30日(金)</p> <p>■申請方法 対象の方は申請が必要です。申請書については、社会福祉課または各支所へ提出してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>		
8 住居確保給付金(国)	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>離職や廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃額相当分の給付金(限度額あり)を支給することで、住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。</p> <p>■対象要件 ①離職・廃業から2年以内の方 ②休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方 ※その他、収入要件、資産要件、求職活動などの要件があります。</p> <p>■支給期間 原則3カ月</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>		

9 農産物等に対する肥料購入補助（市独自）	担当	産業振興部農林振興課																					
<p>価格が高騰する肥料の購入費用の一部を補助することにより、市内農家等の生産意欲の減退を抑制し、作物の生産面積の維持を図ります。</p> <p>■対象 象 市内の農地で農産物、果樹または花きを生産する個人・法人・団体 ■対象要件 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に購入された肥料代 ■支給額 補助対象肥料代の10分の1の額(100円未満切捨て) ■申請期限 令和4年7月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで ■申請回数 同一の申請者につき2回まで可能です。 ■申請方法 申請書に肥料の購入費用が証明できる書類(レシート、領収証の写しなど)を添えて、農林振興課または各支所へ提出してください。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【産業振興部農林振興課】672-2774</p>																							
10 プレミアム付商品券・あさごPay発行事業（市独自）	担当	朝来市商工会 産業振興部経済振興課																					
<p>■販売内容</p> <table border="1" data-bbox="240 925 1353 1686"> <thead> <tr> <th></th> <th>プレミアム付商品券</th> <th>プレミアム付スマホ決済 あさごPay</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売価格</td> <td>1冊 10,000円 (1人2冊まで購入可)</td> <td>1,000円単位 (1人2万円まで購入可)</td> </tr> <tr> <td>プレミアム率 額面</td> <td>20% 12,000円 (500円券×24枚)</td> <td>30% 1,300円 (上限まで購入の場合:26,000円)</td> </tr> <tr> <td>発行総数 (額)</td> <td>20,000冊</td> <td>15,000千円</td> </tr> <tr> <td>販売期間</td> <td>令和4年8月上旬～完売まで</td> <td>令和4年10月上旬～完売まで</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>販売日～令和4年12月末日</td> <td>販売日～令和5年1月末日</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>今まで同様の紙の商品券です</td> <td>お手持ちのスマートフォンにアプリをインストールし、入金後、店頭でお支払いするキャッシュレス決済です。</td> </tr> </tbody> </table> <p>■販売方法 市民を対象に、朝来市商工会等で、先着順にて販売します。 ■使用可能店舗 市内登録店舗（プレミアム付商品券とあさごPayとで使用可能な店舗が異なりますので、ご注意ください。） ※販売期間や使用できる店舗等、詳細が決まり次第、新聞折込チラシ（8月上旬予定）、朝来市商工会ホームページでお知らせします。</p> <p>※詳細については、朝来市商工会へお問い合わせください。 【朝来市商工会】672-2362</p>				プレミアム付商品券	プレミアム付スマホ決済 あさごPay	販売価格	1冊 10,000円 (1人2冊まで購入可)	1,000円単位 (1人2万円まで購入可)	プレミアム率 額面	20% 12,000円 (500円券×24枚)	30% 1,300円 (上限まで購入の場合:26,000円)	発行総数 (額)	20,000冊	15,000千円	販売期間	令和4年8月上旬～完売まで	令和4年10月上旬～完売まで	有効期限	販売日～令和4年12月末日	販売日～令和5年1月末日	備考	今まで同様の紙の商品券です	お手持ちのスマートフォンにアプリをインストールし、入金後、店頭でお支払いするキャッシュレス決済です。
	プレミアム付商品券	プレミアム付スマホ決済 あさごPay																					
販売価格	1冊 10,000円 (1人2冊まで購入可)	1,000円単位 (1人2万円まで購入可)																					
プレミアム率 額面	20% 12,000円 (500円券×24枚)	30% 1,300円 (上限まで購入の場合:26,000円)																					
発行総数 (額)	20,000冊	15,000千円																					
販売期間	令和4年8月上旬～完売まで	令和4年10月上旬～完売まで																					
有効期限	販売日～令和4年12月末日	販売日～令和5年1月末日																					
備考	今まで同様の紙の商品券です	お手持ちのスマートフォンにアプリをインストールし、入金後、店頭でお支払いするキャッシュレス決済です。																					

11 事業再構築応援事業（市独自）	担当	産業振興部経済振興課
<p>長引く新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響など、厳しい状況下にある市内事業者が、自社の強みを活かしながら新分野展開や業態転換等に取り組む場合に要する経費の一部を補助します。</p> <p>■対象 市内に事業所を有する中小企業者および個人事業主 ■対象要件 20万円以上の建物改修費、設備導入費およびシステム導入費の2分の1以内 ■支給額 限度額150万円 ■申請期間 令和4年7月1日(金)から令和5年3月15日(水)まで ■申請方法 市ホームページから申請書をダウンロードして、経済振興課へ申請してください。 ※経費の支払前に申請していただく必要があります。</p> <p>※詳細については、担当課へお問い合わせください。 【産業振興部経済振興課】672-2816</p>		
12 私立保育所・こども園運営改善支援事業（市独自）	担当	教育委員会事務局 こども育成課
<p>給食の材料となる食料品等が値上げされているため、私立保育所・こども園に対し、1人月額450円を補助することにより、給食費に係る保護者負担額を据え置きます。</p>		

申請手続きは、お済でしょうか!?

1	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（国） 申請期限：令和4年8月31日（水）	担当	健康福祉部社会福祉課 672-6123
2	雇用安定支援金（市独自） 申請期限：令和4年10月31日（月）	担当	産業振興部経済振興課 672-2816
3	雇用維持助成金（市独自） 申請期限：令和4年10月31日（月）	担当	産業振興部経済振興課 672-2816
4	美しい村づくり資金利子補給金（県・市協調）	担当	産業振興部農林振興課 672-2774



旅行や会食前後は積極的に検査をしよう




体調が悪いときは外出を控えよう



きちんと手洗い・手指消毒をしよう

相 談

1 こころのケア相談	担当	健康福祉部 健幸づくり推進課
<p>新型コロナウイルス感染症予防で生活の制限等が長期化する中、「不安や心配で眠れない」「誰かに聞いてほしい」「どうしたらいいか分からない」など不安になる気持ちやお悩みがある場合は、一人で抱え込まずに早めにご相談ください。</p> <p>※相談等については、担当課へお問い合わせください。 ※その他の相談窓口は、右のQRコードを読み取るとご覧いただけます。 (市ホームページ：困ったときの相談窓口) 【健康福祉部健幸づくり推進課】672-5269</p> <div style="text-align: right;">  </div>		
2 生活困窮者の自立相談支援	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>就労環境の変化等により、収入の減少や住宅を失うおそれがあり、生活に不安がある方は、早めにご相談ください。</p> <p>※相談等については、担当課へお問い合わせください。 【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>		
3 ひきこもり相談支援	担当	健康福祉部社会福祉課
<p>家に閉じこもっている、ひきこもり状態にある方を対象とした相談窓口です。どう接したらいいのか分からないなどのお悩みがある場合は、早めにご相談ください。</p> <p>※相談等については、担当課等へお問い合わせください。 【居場所「いろは」】 ① 080-4978-4566 (朝来市ひきこもり自立支援委託事業者) ② 079-660-7578 【健康福祉部社会福祉課】672-6123</p>		

そ の 他

1 市営住宅の家賃減免について	担当	都市整備部都市政策課 672-6127
2 国民健康保険税の減免について	担当	市民生活部税務課 672-6119
3 後期高齢者医療保険料の減免について	担当	市民生活部市民課 672-6120
4 介護保険料の減免について	担当	健康福祉部高年福祉課 672-6124
5 水道料金等の支払い相談について	担当	上下水道部上下水道課 676-2083

新型コロナワクチン接種

4回目接種のお知らせ



新型コロナワクチン3回目接種から5ヶ月が経過した60歳以上の方と18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方等を対象に、重症化予防を目的とした追加接種(4回目接種)を実施します。

新型コロナワクチンの接種は、強制ではありません。接種券と一緒に送付する接種に関する資料をよく読んでワクチンの種類や、接種の目的・安全性などを理解いただくとともに、現在、何らかの病気で治療中の方や体調などで接種に不安がある方は、かかりつけ医等と相談の上、接種を受けるかどうかをご判断ください。

※初回接種(1, 2回目)、3回目接種及び小児の接種(5~11歳)については、コールセンターにお問合せください。

- ★4回目接種を「集団接種」と「市内医療機関での個別接種」で実施します。
- ★個別接種は、3回目までの接種を受けた医療機関等にお問合せください。
- ★4回目接種は、3回目の接種から5か月経過で接種が可能です。

接種券の発行について

- 60歳以上の方は、3回目接種から5ヶ月を目途に接種券等を送付します。
- 18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師に認められた方も接種対象となりますが、4回目接種を希望される方は接種券の発行申請が必要です。
- 申請書は、市内医療機関や市役所本庁、各支所、保健センターでの配布、市ホームページからのダウンロードが可能です。

注意)

初回接種(1・2回目)時に、市に「優先接種申請書(基礎疾患を有する者対象)」を提出いただいた方は3回目の接種履歴を確認し、接種可能日までに接種券等を送付します。

使用するワクチン

朝来市へのワクチン供給により、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンを使用します。これまでに接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社、武田/モデルナ社のどちらでも接種できます。

集団接種、市内医療機関での個別接種ともに、予約時にワクチンの種類についてご確認ください。

市内医療機関での個別接種や市外の医療機関・施設での接種について

- 医療機関によって、予約方法や接種開始時期が異なりますので、各医療機関にお問合せください。
- 市外のかかりつけ医で接種を希望される方も、市外のかかりつけ医療機関等に予約方法等、ご確認ください。
- 市外の医療機関や施設に入院や入所されている方は、入院・入所の施設にお問合せください。

集団接種の申し込み方法について

- 集団接種は、イオン和田山店仮設会場(駐車場に設置)等にて、7月23日(土)以降の土曜日、日曜日を中心に4回目接種を実施します。
- 実施日程、時間、使用するワクチンは、朝来市ホームページ・LINE予約画面等でご確認ください。

申込方法① 「朝来市ホームページまたはLINE」での予約

- 朝来市ホームページから申し込む
新型コロナワクチン接種バナーをクリック
URL : <https://www.city.asago.hyogo.jp/>



- 朝来市LINE公式アカウントから申し込む
朝来市公式アカウントを友達登録したうえで、
ワクチン接種予約アカウントを友達登録してください。



- 注意事項
 - ・入力される日から4日後以降の接種日の予約ができます。
 - ・キャンセルまたは変更は、接種日の4日前までをお願いします。
 - ・接種日の4日前を過ぎての、日程変更やキャンセルは、市ワクチン接種コールセンターへ電話でご相談ください。

申込方法② 「市ワクチン接種コールセンター」での予約

電話番号 079-666-8101 (予約時間 平日 9:00~16:00)
※申込には、必ず接種券番号が必要です。ご準備いただき電話してください。

申込方法③ 「市役所本庁、各支所、朝来市保健センター」での予約

届いた封筒一式をお持ちになり、朝来市役所市民課、保健センター、各支所にお越しください。タブレットを使用してWeb予約入力のお手伝いをいたします。

随時情報を発信してまいりますので、市ホームページや公式LINEアカウント、ケーブルテレビなど市からのお知らせをご確認ください。



《朝来市新型コロナワクチン接種コールセンター》

電話 (079) 666-8101

予約受付:平日 9:00~16:00 相談:平日 8:30~17:15

【担当】朝来市健幸づくり推進課 新型コロナワクチン接種推進係